

イラスト原画の使用許諾範囲逸脱事件：東京地裁平成 19(ワ)4822 号・平成 19 年 11 月 16 日判決 認容〔特許ニュース 12170〕

〔キーワード〕

原画の使用許諾範囲，複製権，氏名表示権，同一性保持権，損害額，使用許諾料，共同不法行為

〔主 文〕

- 1 被告株式会社泉書房は，別紙書籍目録記載の書籍を頒布してはならない。
- 2 被告らは，原告に対し，連帯して，33万円及びこれに対する平成18年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は，原告に生じた費用の10分の7及び被告株式会社泉書房に生じた費用の20分の17を被告株式会社泉書房の負担とし，原告に生じた費用の20分の3を被告らの負担とし，被告株式会社スタジオダルクに生じた費用の2分の1を被告スタジオダルクの負担とし，原告及び被告らに生じたその余の費用を原告の負担とする。
- 5 この判決は，第2項に限り，仮に執行することができる。

〔事 実〕

- 1 本件は，原告Aが，被告らにおいて，その製作，販売に係る別紙書籍目録記載の書籍（以下「本件書籍」という。）に，原告作成に係る別紙著作物目録記載のイラスト1ないし5の各イラストレーションの原画（以下「イラスト」といい，まとめて「本件各イラスト」という。個別に摘示する場合は「本件イラスト1」，「本件イラスト2」などという。）を複製して使用した際，(1)本件各イラストを本文中の挿絵としてのみ使用するという使用許諾の範囲を逸脱して，許諾がないのに本件書籍の表紙に使用したことにより著作権（複製権）を侵害し，(2)本件書籍に原告の氏名又はペンネームを表示しなかったこと，本件各イラストの複製を表紙に使用した際，原画の色と著しく異なる色を用いるとともに，イラストに描かれたキャラクターの大きさを変更したことにより著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権）を侵害したとして，被告株式会社泉書房（以下「被告泉書房」という。）に対し，著作者人格権に基づき，本件書籍の頒布の差止めを求めるとともに，被告らに対し，著作権侵害及び著作者人格権侵害の不法行為に基づく損害賠償として，連帯して合計67万円及びこれに対する不法行為日（本件書籍の出版日）から支払済みまでの遅延損害金の支払を請求する事案である。

争点は、次の三点である。

- (1) 本件各イラストを本件書籍の表紙に使用することについての原告の許諾の有無
- (2) 著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権）侵害の有無
- (3) 原告の損害額

〔判 断〕

1 前記争いのない事実等並びに証拠（甲4ないし6，乙1）及び弁論の全趣旨を総合すると，以下の事実が認められる。

(1) 被告スタジオダークは，平成18年7月5日，原告に対し，以下の文面の電子メールにより，本件書籍に用いるイラストの作成を注文し，原告は，これを受注した。（争いのない事実等，甲4）

「折り紙と紙遊びに関するムックのプロセスカット，遊び方のイラストをお願いしたいと思っております。イラストはすべて2色で，イラスト点数はアイコン的なものから大きめのカットまで，併せて120点ほどを予定しております。値段についてですが，大きさによって1点1000円～2000円をお願いしたいと思っております。期限ですが，来週末7/14までにすべての完成イラストを頂きたいと思っております。急なお話で申し訳ないのですが，ご検討のほどよろしくお願い致します。」

(2) 原告は，本件各イラストを含む本件全イラスト合計57点を作成し，平成18年7月14日，これらを被告スタジオダークに交付した。（争いのない事実等，甲4）

本件各イラストの内容は，以下のとおりである。

ア 本件各イラストのうち，本件イラスト1ないし4は，被告スタジオダークが発注した「遊び方のイラスト」に当たる。遊び方のイラストとは，完成した折り紙の遊び方を読者に説明するため，折り紙の完成図に付されるイラストである。

また，本件イラスト5の ないし は，同じく被告スタジオダークが発注した「折り紙に関するプロセスカット」に当たる。プロセスカットとは，折り紙の折り方についての説明部分に付されるイラストである。

イ 本件各イラストは，別紙著作物目録記載のとおり，ウサギ，リス，ネコ，クマ及びパンダを擬人化したキャラクターから構成されている。原告は，これらのうち，本件イラスト5の ないし において，リスのキャラクターを，可愛さ，幼さという性格を持たせるため，意図的に他のキャラクターより小さく描いている。

ウ 本件各イラストに使用された色は，別紙著作物目録記載のとおり，赤

と黒を基本とし、この2色に濃淡がつけられてそれぞれに着色されている。

- (3) 被告スタジオダルクは、原告から受け取ったイラストを複製して使用した本件書籍を製作し、被告泉書房は、平成18年10月25日、本件書籍を出版した。

本件書籍におけるイラストの使用状況は、以下のとおりである。

ア 本件全イラストの複製は、本件書籍の本文中の挿絵として使用されているほか、本件各イラストの複製が、別紙表紙イラスト目録記載のとおり、表紙にも使用されている。

イ 本件書籍の表紙の左下の「泉書房」の文字の左の位置には、別紙表紙イラスト目録記載のとおり、折り紙を作成しているウサギ、リス、ネコ、クマ及びパンダの各キャラクターのイラスト（本件イラスト5の ないし から適宜キャラクターを選択して複製したもの）が掲載されており、そのうち、リスのキャラクター（本件イラスト5の の右端に記載されたものを複製したもの）は、他のキャラクターと同じ大きさで描かれている。

ウ 表紙に用いられた本件各表紙イラストには、原画で用いられていた赤と黒の他、青、緑、茶、黄等、複数の色が付けられている。

- (4) 本件書籍の奥書には、「カバーデザイン」を行った者及び「デザイン」を行った者として、原告以外の者の氏名が記載されている。

本件書籍中には、原告の氏名又はペンネームは記載されていない。

- 2 争点(1)（本件各イラストを本件書籍の表紙に使用することについての許諾の有無）について

- (1) 前記1で認定した事実によれば、原告は、被告スタジオダルクとの間で、原告が本件書籍のイラストの原画を作成する請負契約及び原告の作成したイラストの原画の使用を被告スタジオダルクに許諾する使用許諾契約を締結したものであることができる。

被告らは、上記使用許諾契約においては、イラストの使用範囲についての限定はなく、表紙への使用も許諾されていたと解すべきである旨主張する。

上記契約については、契約書が作成されておらず、原告が被告スタジオダルクからの発注を受注するに当たり、当事者間で、イラストの使用範囲について話し合いが行われた形跡もない。しかしながら、前記1で認定した事実によれば、被告スタジオダルクの発注書には、依頼内容として「折り紙と紙遊びに関するムックのプロセスカット、遊び方のイラスト」の作成との記載がある。弁論の全趣旨によれば、プロセスカットとは、折り紙の

作成過程を示すため、折り方についての説明部分に付されるイラストであり、遊び方のイラストとは、完成した折り紙の遊び方を読者に説明するため、折り紙の完成図に付されるイラストであって、いずれのイラストも、書籍の本文中に用いられることが予定されているものであって、当然に表紙にも用いられることが予定されているものとはいえないことが認められ、これに反する証拠はない。実際に原告が作成したイラストの点数は合計57点であり、この点数は、本文中での使用を前提とするものであるということが出来る。そして、一般に書籍の表紙部分は書籍の第一印象を決める本の顔ともいえる重要な部分であるといえるから、表紙に用いられるイラストについては、作者において表紙にふさわしいものとするよう配慮するのが一般的であると考えられることに鑑みると、原告において、その作成に係る57点の本件全イラストの中から、被告スタジオダンクが任意のものを選んで表紙に使用することを許諾していたとはにわかに考え難い。また、本件全証拠によっても、出版業界において使用を規制する明確な合意のない限り、本文中のイラストを表紙に使用することが許容されるとの慣行等があると認めることはできない。これらの事情に照らすと、本件使用許諾契約において、本件各イラストを本件書籍の表紙に使用することについて原告の許諾があったと認めるには足りないというべきである。

(2) 以上によれば、本件各イラストを本件書籍の表紙に使用することについての原告の許諾を得ていたということとはできないから、被告スタジオダンクは、使用許諾の範囲を超えて、本件各イラストの複製を本件書籍の表紙に用いて本件書籍を製作し、本件各イラストについての原告の著作権（複製権）を侵害したものであるといえるべきであり、そのことについて少なくとも過失がある。そして、被告泉書房は、被告スタジオダンクと本店所在地が同一で、被告らの代表取締役がそれぞれ他の被告の取締役を兼ね、被告スタジオダンクの製作した書籍を出版するという業務を行っており、本件書籍の製作過程についても良く知り得る立場にあったと認められるから、原告の使用許諾を得ないで製作した部分を含む本件書籍を出版したことについて少なくとも過失が認められる。したがって、被告らの行為は、原告の著作権（複製権）を侵害する共同不法行為（民法719条）に当たる。

3 争点(2)（著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権）侵害の有無）について

(1) 氏名表示権侵害の有無について

本件書籍に、本件全イラストの作成者として原告の氏名が表示されておらず、かえって本件書籍の奥書にはカバーデザイン及びデザインを行った者として他者の氏名が表示されていることは、当事者間に争いが無い。上記の事

実によれば、被告スタジオダルクは、本件書籍の製作に当たり、本件全イラストの作成者としての原告の氏名表示権を侵害したというべきであり、このことについて少なくとも過失がある。

前記2(2)で説示したところによれば、被告泉書房は、原告の氏名表示権を侵害する本件書籍を出版したことについて少なくとも過失が認められ、被告スタジオダルクと共同不法行為責任を負うと解すべきである。

(2) 同一性保持権侵害について

ア イラストの色について

(ア) 前記1で認定した事実によれば、原告は、被告スタジオダルクから、すべてのイラストにつき、1点のイラストに用いる色を2色とするとの指示の下に発注を受け、同指示に従い、別紙著作物目録に記載のとおり、本件各イラストのそれぞれにつき、2色を用いて着色をした上、これを被告スタジオダルクに交付したところ、同被告は、本件各イラストの複製に、原画には用いられていなかった青、緑、茶、黄等、複数の色を着色した上、本件書籍に掲載したものであり、これにより、本件各表紙イラストが与える印象は原画とは異なるものとなっていることは明らかである。

一般に、イラストは、線描のみならず、その色調の違いのみによっても見る者に異なる印象を与えるから、色の選択は、基本的には、イラストレーターが自己の作風を表現するものとして、イラストレーターの人格的な利益に関わるというべきであり、本件各イラストの色を変更した被告スタジオダルクの行為は、著作者である原告の意に反する改変に当たり、本件各イラストについての原告の同一性保持権を侵害したというべきである。本件全証拠によっても、上記の改変につき、原告の明示ないし黙示の同意があったとも、やむを得ない改変に当たる事情があったとも認めることはできない。

(イ) そうすると、本件各イラストの色を変更して本件書籍に用いた被告スタジオダルクの行為は、原告の著作者人格権を侵害するものであり、被告泉書房がこのような本件書籍を出版したことについて被告スタジオダルクと共同不法行為責任を負うべきことは既に説示したところと同じである。

イ イラストの大きさについて

(ア) イラストの大きさ、特に、他のイラストとの関係で認識される相対的な大きさについても、色調と同様、その違いによって見る者に異なる印象を与えるから、その選択は、イラストレーターが自己の作風を表現するものとして、イラストレーターの人格的な利益に関わるも

のであるということが出来る。

前記1で認定した事実によれば、原告は、本件イラスト5の ないしにおいて、リスのキャラクターを、可愛さ、幼さという性格を持たせることを意図して、他のキャラクターより小さく描いたところ、被告スタジオダנקは、本件イラスト5の のリスのキャラクターにつき、本件書籍の表紙に他のキャラクターと同じ大きさで描いたものであり、このような改変は、著作者である原告の意に反するものであるということが出来るから、原告の本件イラスト5の の同一性保持権を侵害したというべきである。本件全証拠によっても、上記の改変につき、原告の明示ないし黙示の同意があったとも、やむを得ない改変に当たる事情があったとも認めることはできない。

(イ) そうすると、本件イラスト5の のリスのキャラクターの大きさを他のキャラクターと同じ大きさにして本件書籍に用いた被告スタジオダנקの行為は、原告の著作者人格権を侵害するものであり、このような本件書籍を出版した被告泉書房が被告スタジオダנקと共同不法行為責任を負うべきことは既に説示したところと同じである。

4 争点(3) (原告の損害) について

(1) 前記2, 3で説示したところによれば、被告らが原告の許諾を得ずに本件各イラストの複製を本件書籍の表紙に使用した行為は、原告の有する著作権(複製権)を侵害するものであり、被告らが本件書籍に原告の氏名又はペンネームを記載しなかった行為は、原告の本件全イラストについての氏名表示権を侵害するものであり、被告らが本件各イラストの色を改変した行為及び本件イラスト5の のリスのキャラクターの大きさを改変した行為は、原告の同一性保持権を侵害するものであり、原告は、被告泉書房に対し、本件書籍の頒布の差止請求権を有するとともに、被告らに対し、著作権侵害及び著作者人格権侵害の共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

(2) 著作権(複製権)侵害についての損害額

前記2で説示したところによれば、原告は、被告らの著作権(複製権)侵害行為により、本件各イラストを表紙に用いた場合の許諾料相当額の損害を被ったというべきである。原告は、前記許諾料相当額について、原告が他で表紙のイラストを作成した際に、原稿料として7万円が支払われたことを示す証拠として甲第7号証を提出し、この金額が許諾料相当額であると主張する。しかしながら、同号証は、原稿料の支払の対象とされたイラストの内容や点数、掲載の対象とされた物が不明であることから、同号証記載の金額を直ちに本件の損害額とすることはできず、他に使用許諾料

相当額についての的確な証拠のない本件においては、控え目な損害額の算定の観点から、許諾料相当額は3万円であると認めるのが相当である。

- (3) 著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権）についての損害額前記3で説示したところによれば、原告は、被告らの著作者人格権侵害行為によって精神的苦痛を被ったものと認められ、前記認定に係る侵害の態様等を勘案すると、原告の被った精神的苦痛に対する慰謝料額は30万円が相当である。

5 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、被告泉書房に対し本件書籍の頒布の差止め並びに被告らに対し連帯して33万円及びこれに対する不法行為の日（本件書籍の出版日）である平成18年10月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから、これをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民法64条1項本文、61条、65条1項本文を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1. この事件は、原告であるイラストレーターAと出版社等との間のイラスト原画の使用許諾の範囲をめぐる契約違反が争われた事案において、出版社等による複製権（著作権）と氏名表示権、同一性保持権（著作者人格権）の侵害行為が成立し、出版社らによる本件書籍の頒布の差止めと不法行為に基づく損害賠償の各請求が認められた事案である。

原告は被告スタジオダンク（以下、S社という。）から、本件書籍に用いるイラスト作成の注文を受け、原告は本件各イラストを含む本件全イラスト合計57点を作成して交付した。

被告S社は、原告から受取ったイラストを複製し使用した本件書籍を製作し、被告泉書房（以下、I社という。）は、平成18年10月25日、本件書籍を出版したが、全イラストの複製は、本件書籍の本文中の「挿絵」として使用されたほか、「表紙」にも使用されたことが問題となった。そして、本件書籍の奥書には、「カバーデザイン」を行った者と「デザイン」を行った者として、原告以外の者の氏名が記載されており、原告の氏名は記載されていなかったのである。

2. そこで、まず争点(1)について、裁判所は次のとおり認定し、判断している。

2.1 原告と被告S社との間に締結した契約とは、原告が本件書籍のイラスト

ト原画を作成する請負契約と原告作成のイラスト原画の使用を被告S社に許諾する使用許諾契約であったと、判決はまず認定した。

この契約は契約書という形式はとっていなかった。しかし、被告S社からの発注書には、「折り紙と紙遊びに関するムックのプロセスカット、遊び方のイラスト」の作成とあり、また弁論の全趣旨から、「プロセスカット」とは、折り紙の作成過程を示すための折り方についての説明部分に付されるイラストであり、「遊び方のイラスト」とは、完成した折り紙の遊び方を読者に説明するため、折り紙の完成図に付されるイラストであり、いずれのイラストも、書籍の本文中に用いられることが予定されているものではあっても、当然に表紙にも用いられることが予定されているものとはいえないと認定し、この認定に反する証拠はないと説示した。

裁判所は、原告が作成したイラストの点数は57点であることから、本文中での使用を前提とするものと判断し、書籍の表紙部分は第一印象を決める本の顔であるから、表紙に用いられるイラストは、作者にとってはそれにふさわしいものとするように配慮するのが一般的であると考え、原告としては作成した本件全イラストの中から被告S社が任意のものを選んで表紙に使用することも許諾していたとは考え難いと判断したが、原告がそのように陳述している以上は、そのように判断されても仕方はないだろう。これは、被告らから、出版業界では使用規制の明確な合意がない限り、本文中のイラストを本件書籍の表紙に使用することが許諾されているとの慣行がある、という主張に対する判示である。

2.2 以上の理由から裁判所は、本件各イラストを本件書籍の表紙に使用することについて原告の許諾を得ていたとはいえないと認定し、被告S社からの使用許諾の範囲を超えて本件各イラストの複製を本件書籍の表紙に用いて書籍を製作したことは、原告の財産的著作権である複製権を侵害したことに少くとも過失があると判断したが、妥当であろう。

しかし、もしも被告らが、書籍の本文中のイラストの一部をその表紙に転用することが、当業界においては慣行となっているとの実例を証拠として提出していれば、裁判所も考慮したかも知れないが、原告は弁護士を訴訟代理人として委任していない本件ではそれは実現されていない。

3. 次に争点(2)について、裁判所は次のとおり認定し、判断している。

3.1 氏名表示権侵害について

本件書籍には、不思議なことに、本件全イラストの作成者としての原告の氏名の表示がなく、かえってカバーデザイン及びデザインをした者として他人の氏名が表示されたことは、被告S社には本件書籍の製作に当たり、原告の氏名

表示権を侵害したことに少なくとも過失が認められるし、また被告I社には原告の氏名表示権を侵害する本件書籍を出版したことに少なくとも過失が認められるから、被告S社との「共同不法行為」責任があると認定したが、妥当というべきだろう。(民719条参照)

3.2 同一性保持権侵害について

判決は、この問題については、イラストの色、イラストの大きさに分けて説示しているが、前者の「色」について判決は、イラストは、線描のみならず、その色調の違いのみによっても見る者に異なる印象を与えるから、色の選択はイラストレーター自身の作風を表現するものとしてイラストレーター的人格的利益に関係する以上、被告S社が本件各イラストの色を変更した行為は著作者である原告の意に反する改変に当たり、原告の同一性保持権を侵害と認定したが、妥当である。これについて裁判所は、全証拠によっても、前記改変について原告の明示ないし黙示の同意があったとも、やむを得ない改変に当たる事情があったとも認められないとした。(著20条2項4号参照)

また、後者の「大きさ」について判決は、イラストの大きさは、前記色調と同様、イラストレーター的人格的利益に関係する以上、被告S社が本件イラストのキャラクターの大きさを改変したことは、原告の意に反する同一性保持権の侵害となると認定したが、妥当である。

さらに、前記同一性保持権の侵害は本件書籍を出版した被告I社にもあり、「共同不法行為」責任を負うべきであると裁判所は認定したが、妥当である。

4. 争点(3)の原告の損害については、裁判所は次のように認定している。

4.1 以上の被告らによる原告への著作権(複製権)及び著作者人格権(氏名表示権・同一性保持権)の侵害行為によって原告の被った損害額について、裁判所は使用許諾相当額についての的確な証拠がないから、控え目な損害額の算定の観点から、許諾料相当額は3万円を認定したが、その前に原告が被告から受取ったであろう原稿料(使用許諾料を含む)の金額についての的確な証拠の提出がないのは不思議である。結局、証拠不十分で極めて少額が使用許諾料として算定されたことになる。

4.2 ただ著作者人格権に対する損害賠償額(精神的苦痛に対する慰謝料)が30万円と認定されたことはよかったといえよう。

結局、合計33万円が被告らの共同不法行為に対する損害賠償金として認められたが、原告による立証すべき証拠が不十分な本件にあってはやむを得ないことであろう。

〔牛木 理一〕

(別紙)

書 籍 目 録

書 籍 名	「頭がよくなるおりがみあそび」
監 修 者	C
発 行 者	D
発 行 所	株式会社泉書房
印刷・製本	新日本印刷株式会社

(別紙)

著作物目録

イラスト 1

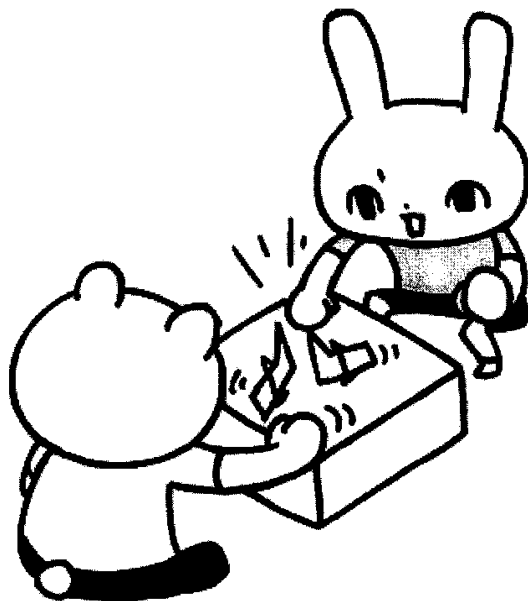


イラスト 2

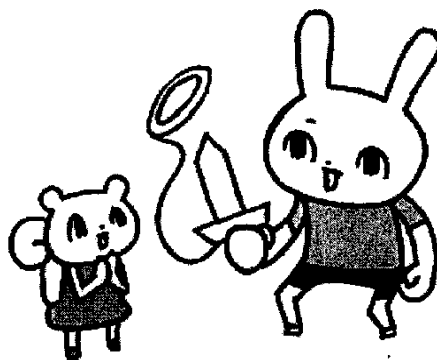


イラスト 3

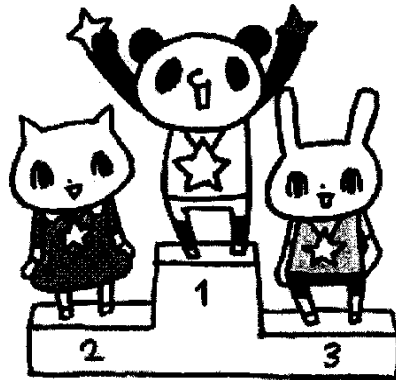


イラスト 4



イラスト5の①

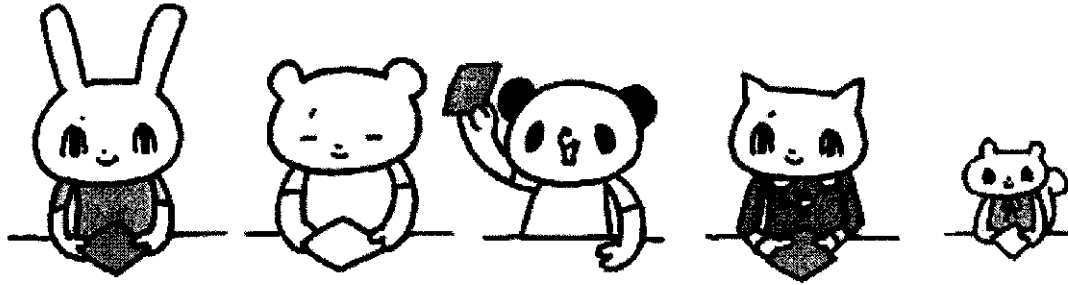


イラスト5の②

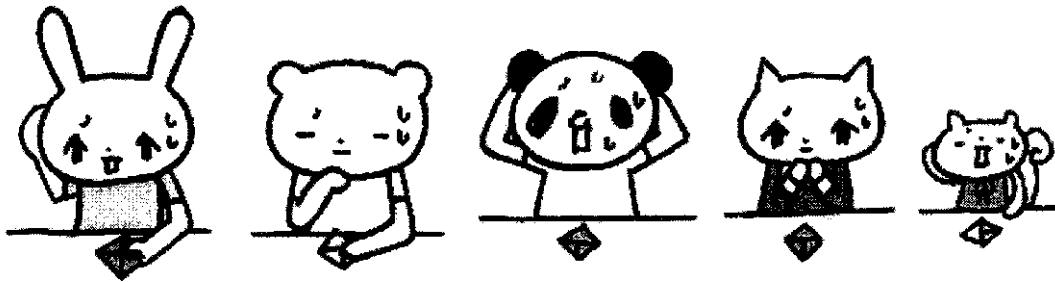
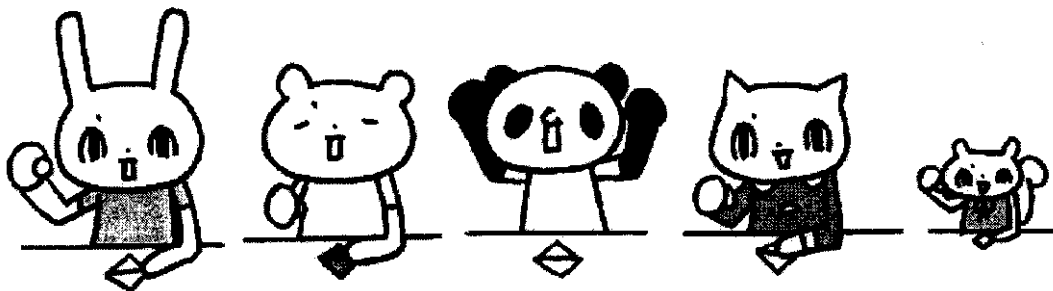


イラスト5の③



(別紙)

表紙イラスト目録

表表紙



裏表紙



日に日に伸びる食卓。
目に見える知識
知のよくなる
**おりがみ
あそび**



9784900138995

ISBN4-900138-99-1

C8771 ¥1200E



1928771012000



泉書房

定価-本体1200円+税